

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う 学費減免支援について

本学では、この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変のために、学費の支弁が極めて困難、又は支障のある在学生の皆さんに対して、学業を円滑に継続できるよう学費減免支援を行います。

希望者は、所属する学部等事務室までお申し出いただき、申請書類をお受け取りください。

記

1. 学費減免の支援内容

2020年度年額学費総額の5割減免（新1年次生は入学金を含む）

2. 支援対象（学部生・大学院生・併設校生）

①及び②の条件を満たす者

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出があること又は、主たる計維持者の所得が昨年の所得と比較して2分の1以下に減少していること。

②家計基準は今年の見込みが給与所得の場合は841万円以下（給与所得以外は355万円以下）。

※研究生・科目等履修生は含まない

3. 申込期間

第1回：2020年7月1日（水）～7月31日（金）

第2回：2020年10月2日（金）～11月13日（金）※予定

以上

2020年7月6日
北里大学教学センター事務室

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学費減免に関する取扱基準

2020年7月6日 制定

(目的)

第1条 この基準は、北里大学及び併設校に在籍する学生（以下「在學生」という。）で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変し、学費の支弁が困難になった者、及び支障をきたした者に対し修学機会を確保するため、学費を減免し、もって学業を円滑に継続させることを目的とする。

(学生の範囲)

第2条 ここでいう「在學生」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 北里大学学生
- (2) 北里大学大学院学生
- (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
- (4) 北里大学看護専門学校学生

2 前項の学生には、科目等履修生及び研究生を含まない。

(家計急変学生の定義)

第3条 ここでいう家計急変となった学生とは、主たる生計維持者とその同居する家族の世帯収入が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少となった家庭の者とする。

(学費減免の種類、対象、条件)

第4条 学費減免の内容、対象、申請条件は次の表のとおりとする。

学費減免の内容	対 象	申請条件
2020年度年額学費総額の5割減免 (1年次生は入学金を含む) ※医学部学士入学者も同様	在學生	以下の①又は②に該当し、かつ③に該当する者 ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる。）を受けている者 ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響による倒産、失業等により、主たる生計維持者の収入が途絶え、又は収入が著しく減少し、2019年の所得と比較して、1/2以下となる見込みの者で、学費の支弁が極めて困難であると認められる者。 ③ 収入の途絶、又は著しく減少した主たる生計維持者と、別に生計を維持する者の2020年の所得見込みの合計（家計基準）が、給与所得者の場合は841万円以下であること（給与所得者以外は355万円以下であること）。 ※国の修学支援新制度の適用を受けている者について 国の減免額と本減免額の合計が年額学費を超えてしまう場合は、年額学費を上限として減免する。

(申請手続)

第5条 第4条の条件を満たす学生は、申請書に必要書類を添えて、所定の期日までに理事長宛提出するものとする。

(審査委員会)

第6条 学費の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)の審査及び選考は、奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)で行う。

(学費減免の決定)

第7条 委員会は、提出された申請書類を審査の上、採用候補者として選考し理事長宛上申する。

2 申請者には必要に応じ、電話等による面接を行う。

3 理事長は、前項の手続きを経て上申のあった採用候補者の学費減免を決定する。

4 学費減免の採用を決定したときは、本人及び保証人に通知する。

(学費減免の採用取消し)

第8条 減免の採用者が次の各号の一に該当したときは、学費減免の採用を取消し、減免額の一括納付を命ずることがある。

(1) 学業を著しくおろそかにし、留年したとき、又は成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。

(3) 退学したとき、又は除籍されたとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

(5) 本人から採用辞退の申し出があったとき。

(6) その他委員会が採用者として不適格と認めたとき。

(本取扱基準の運用期間)

第9条 本取扱基準は、新型コロナウイルス感染症の影響下にある期間に運用するものとし、2021年度以降の運用については、情勢等を考慮し理事長が決定する。

(事務局)

第10条 この基準に関する事項は、教学センターが担当する。

(改 廃)

第11条 この基準の改廃は、委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則 (北学総第2020-03727号)

この基準は、2020年 7月6日から施行する。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学費減免について

〔募集要項〕

北 里 大 学

本学では、この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変のために、学費の支弁が極めて困難、又は支障のある在学生の皆さんに対して、学業を円滑に継続できるよう下記のとおり学費減免支援を行います。

希望者は本要項に従い、申請書類を準備の上、所属する学部等事務室にお申込みください。

記

1. 対 象

在学生で、国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる。）を受けている家庭の者、又は当該感染症拡大により主たる生計維持者（例えば父）の所得が昨年の所得と比較して2分の1以下に減少し、別に生計を維持する者（例えば母）の収入と合わせ841万円以下（家計基準）となる者。

※在学生：2020年5月1日現在、北里大学、北里大学大学院、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校に在籍する学生（研究生、科目等履修生は含まない）。

2. 学費減免の支援内容

〔減免額〕

- ・2020年度年額学費総額の5割減免（新1年次生は入学金を含む）

3. 申請期間

- ・1回目：2020年6月29日（月）から7月31日（金）
- ・2回目：2020年10月2日（金）から11月6日（金）

4. 選考・採用決定

（1）選考は、選考委員会で候補者を選考の後、学内手続きを経て決定します。

※選考には時間を要しますので、予めご了承ください。

（2）選考結果については、所属学部等事務室から連絡します。

5. 申請書記入上の注意事項等

① 所得の状況

以下の項目を確認の上、生計維持者（父母等）それぞれご記入ください。

※1欄には、会社員、自営業等ご職業をご記入ください（複数の職業がある場合は全て記入）。

● 給与所得者

- ・所得金額について、2019年の源泉徴収票の写し（市町村発行の所得証明書でも可）を添付

の上、総支給額をご記入ください（年金収入は給与所得扱い）。

- ・2020年の所得見込みについては、月の給与明細等の添付の上、1か月分の総支給額に12を乗じた金額（12か月分）を記入してください。

●給与所得者以外（自営業等）

- ・所得金額について、税務署の受付印が押印（※1）してある2019年の確定申告書の写し（市町村発行の所得証明書でも可）を添付の上、事業所得金額をご記入ください（事業所得がマイナスの場合は「0円」と記入）。

- ・2020年の所得見込みについては、年収見込証明書等（自営業の場合は直近2ヶ月以上の帳簿等）の写しを添付の上、2020年の年収見込金額をご記入ください。

また、無職の場合は、収入欄に「0」と記入し、市区町村で発行される非課税証明書の原本をご提出ください。

（※1）電子申告を行った場合は「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知）：「メール詳細」画面」又は「即時通知」を添付してください。

② その他

- ・収入の途絶又は著しい減少があり、国や地方公共団体が、同感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予等）を提出してください。

- ・倒産、失業等の場合は、離職・退職証明等を提出してください。

- ・申請書裏面の署名欄について

それぞれ学生本人・保証人の自署・押印をお願いいたします。

6. 申請時に必要な書類

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学費減免申請書（別紙）

- ② 2019年分の源泉徴収票又は確定申告書等の写し（市町村発行の所得証明書でも可）

※5. の●をご確認ください。

- ③ 国や地方公共団体が、同感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予等）

- ④ 同感染症拡大発生後の所得を証明する書類（給与明細等）

- ⑤ 倒産、失業等の場合はそれを証明する書類（退職証明等）

- ⑥ その他本学が必要と認めた書類

7. 添付資料

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学費減免申請書
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学費減免に関する取扱基準【参考】

8. その他

この制度の運用は、新型コロナウイルス感染症の影響下にある期間に運用するものとし、2021年度以降については情勢等を考慮し、運用継続の可否を決定します。

以 上